

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月27日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略				1～10 略			
11 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第28条第2項	国家公安委員会への銃砲の管理責任者としての管理する銃砲の種別等の通知	通知書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第87号を別添とする。）	11 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第28条第2項	国家公安委員会への銃砲の管理責任者としての管理する銃砲の種別等の通知	通知書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第22号を別添とする。）
12～36 略				12～36 略			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～9の2 略				1～9の2 略			
10 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第24条の2第7項	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の不返還 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第107条)	略	10 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第24条の2第7項	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の不返還 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第20条)	略
第24条の2第8項・第24条の2第9項 略				第24条の2第8項・第24条の2第9項 略			
第25条第1項	第25条第1項	本邦に上陸しようとする者が所持する銃砲又は刀剣類	仮領置書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式	第25条第1項	第25条第1項	本邦に上陸しようとする者が所持する銃砲又は刀剣類	仮領置書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式

		の仮領置	第38号)
	第25条第2項	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の返還の申出があった場合のその者の出入国港又は積出地を管轄する警察署長への仮領置した銃砲又は刀剣類の引継ぎ	仮領置銃砲刀剣類引継書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第82号）
	第25条第3項第1号 略		
	第25条第3項第2号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の登録を希望する者からの返還の申出に対する引渡書の交付	引渡書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第84号）
	略		
	第25条第5項 略		
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第108条	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金明細書の交付（第41条の準用）	略
(2) 銃砲刀剣類所持	第35条第1項	銃砲又は刀剣類の登録を希望する発見届出者への証明	古式銃砲・刀剣類発見届出済証（別記様式第22号）

		の仮領置	第12号の3の2)
	第25条第2項	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の返還の申出があった場合のその者の出入国港又は積出地を管轄する警察署長への仮領置した銃砲又は刀剣類の引継ぎ	仮領置銃砲刀剣類引継書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第17号）
	第25条第3項第1号 略		
	第25条第3項第2号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の登録を希望する者からの返還の申出に対する引渡書の交付	引渡書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第19号）
	略		
	第25条第5項 略		
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第20条の2	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金明細書の交付（第11条の5の5の準用）	略
(2) 銃砲刀剣類所持	第35条第1項	銃砲又は刀剣類の登録を希望する発見届出者への証明	銃砲刀剣類発見届出済証（別記様式第22号）

等取締 法施行 細則（ 平成12 年香川 県公安 委員会 規則第 15号）	書の交付	
	教育委員会へ銃砲 又は刀剣類の登録 を希望する者の通 知	<u>古式銃砲・刀剣類 登録希望者通知書</u> (別記様式第22号)
11～27 略		

等取締 法施行 細則（ 平成12 年香川 県公安 委員会 規則第 15号）	書の交付	
	教育委員会へ銃砲 又は刀剣類の登録 を希望する者の通 知	<u>銃砲刀剣類登録希 望者通知書</u> （別記 様式第22号）
11～27 略		

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。